

成田市地域公共交通計画変更案(抜粋)

4.2.3 補助系統の路線バスの役割

本市では、区域内を運行する路線や、京成成田駅及び JR 成田駅を起点として他自治体との連絡を担う路線が運行されています。その中でも、以下に示す市内を運行する路線バス2路線においては「地域公共交通確保維持事業（幹線補助）」を活用し、持続可能な運行を行います。

系統	路線名	起点	経由地	終点	実施主体	運行態様
乗合バス (赤系統)	吉岡線 (成田佐原線)	京成成田駅	来光台	佐原粉名口 車庫	交通事業者	路線定期運行
乗合バス (青系統)	多古本線	JR 成田駅	多古台 BT	八日市場駅	交通事業者	路線定期運行
乗合バス (紫系統)	多古本線	JR 成田駅	三里塚	多古台 BT	交通事業者	路線定期運行

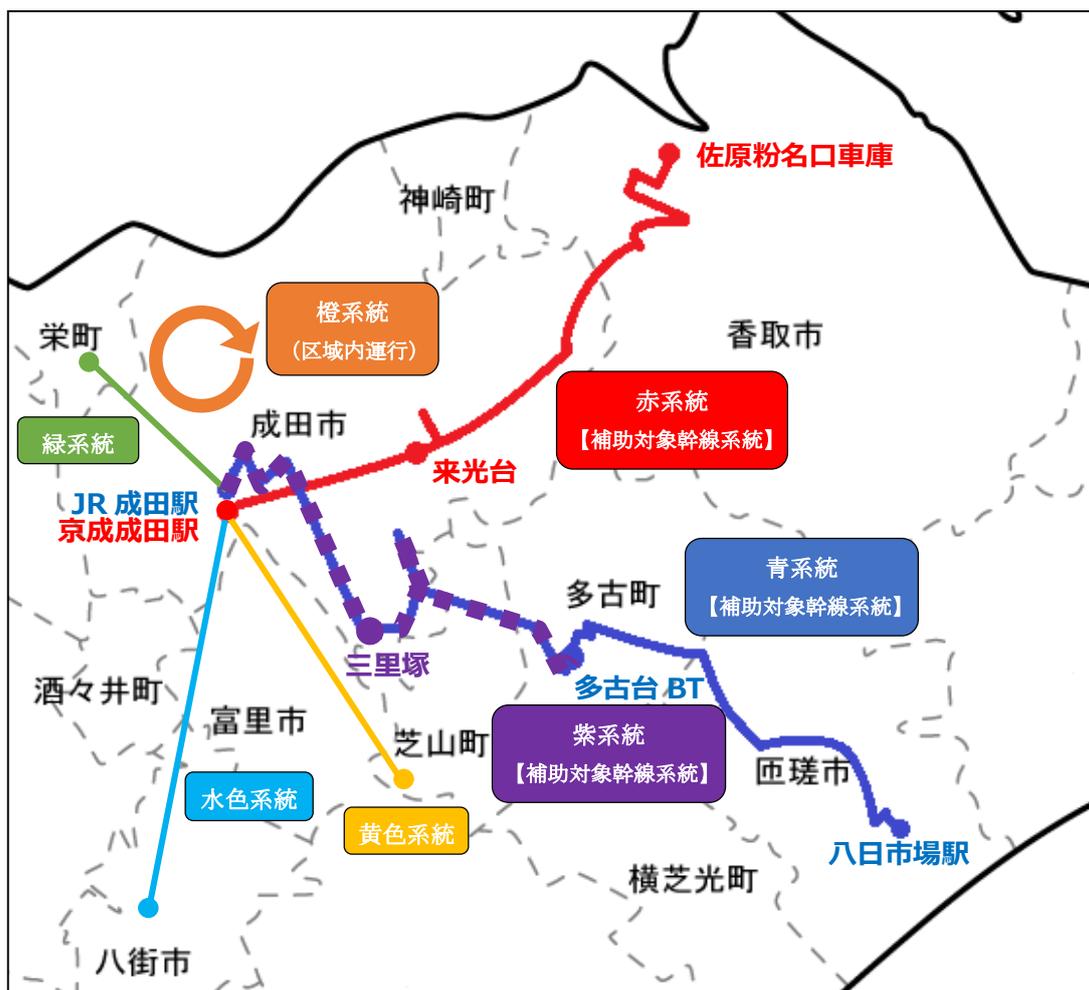


図 76 路線バス運行概略

【赤系統】

赤系統は、国道 51 号を運行しており、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動で市内及び隣接市の各拠点の連絡を担う重要な路線となっています。一方で、当該系統は運行されている自治体や交通事業者の運営努力のみでは路線の維持が困難であるため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

【青系統・紫系統】

青系統及び紫系統は、市中心部や三里塚地区の市街地、鉄道駅、近隣自治体を結んでおり、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動における重要な路線となっています。一方で、当該系統は運行されている自治体や交通事業者の運営努力のみでは路線の維持が困難であるため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

4.2.4 市民、交通事業者、行政の役割

本市の公共交通を維持し充実させていくためには、市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協力して取り組むことが必要です。

(1) 市民の役割

地域に住む市民一人ひとりが、公共交通の必要性を認識し、利用促進活動の実施及び参加に関する意識の醸成、市民による公共交通の維持・運営等を支える取組への参加など、地域に最適な旅客運送サービスの継続を支える役割を担っています。

(2) 交通事業者の役割

交通事業者は、利用者ニーズの把握、地域での協議の場への参画による、公共交通の運行サービスの改善に取り組むほか、他の交通事業者と連携、役割分担による効率化及び運行サービスの維持・向上に取り組む役割を担っています。

(3) 行政の役割

市は、地域公共交通全体を主体的に計画・維持し、市民の移動を支援する役割を持ちます。また、地域の輸送資源を総動員するため、都市計画、福祉、教育、商業、観光などの関係部署が取り組むまちづくりと連携して施策を展開します。

国及び県は、財政的な支援のほか、地域公共交通政策に取り組む市に対して、広域的な調整や法令に準拠した許認可や安全性確保に関する指導、助言など行う役割を担っています。

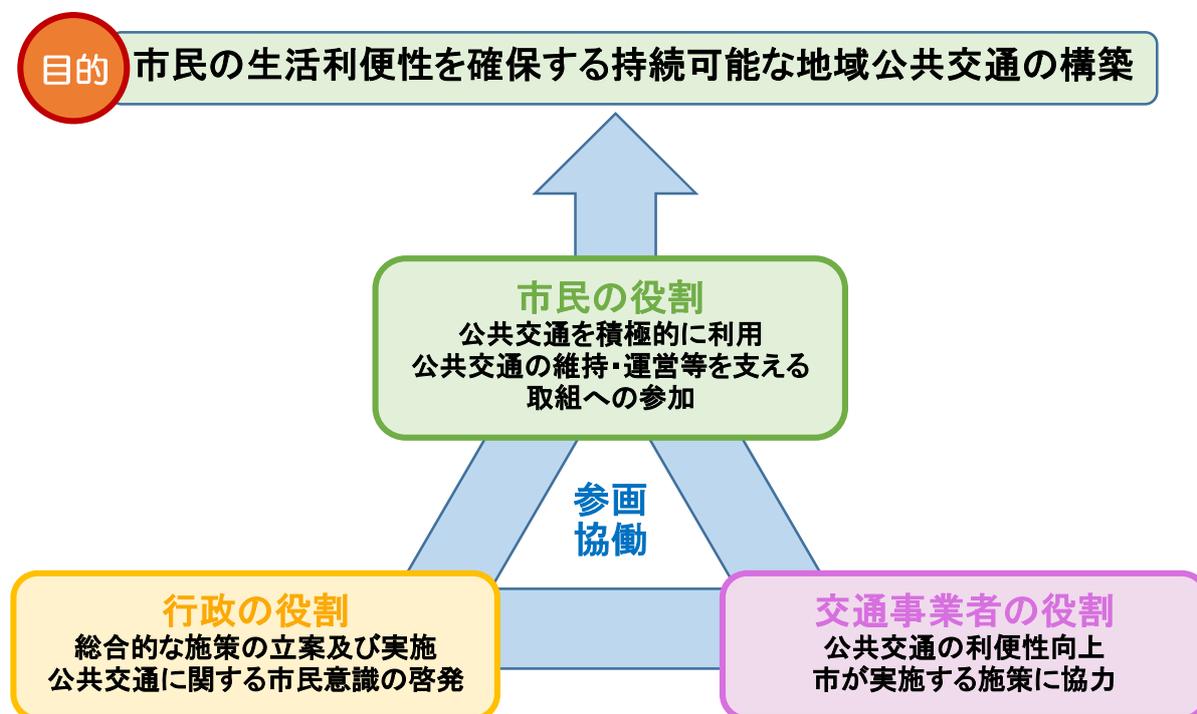


図 77 市民、事業者、行政の連携イメージ

第5章 目標達成に向けた施策

目標の達成に向けて、次のとおり各施策を展開します。

5.1 まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成

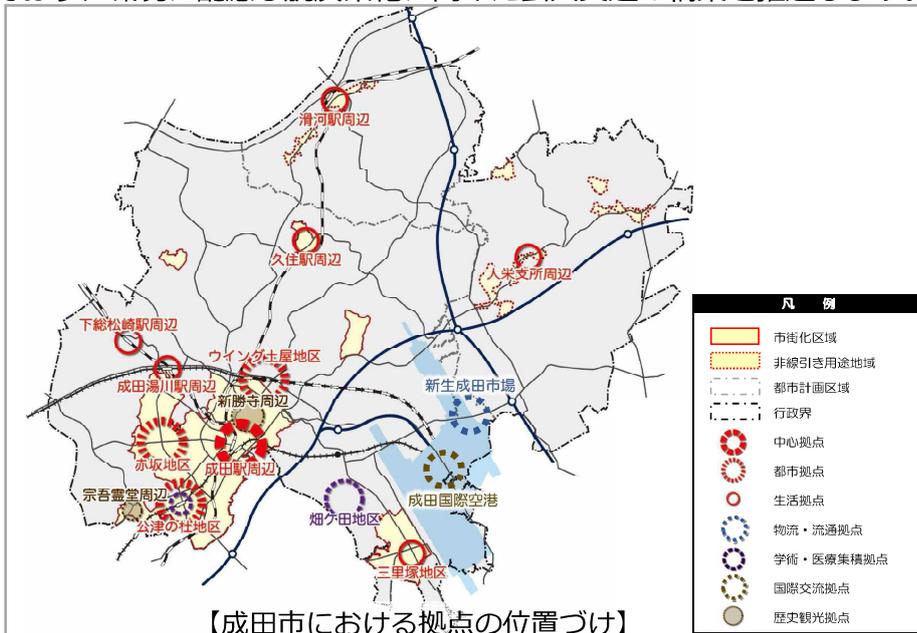
目標① まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成

施策①-1 まちづくり施策との連携

施策概要	都市機能を拠点に集約する際、日常生活に必要なサービスを身近に享受できるようにするため、拠点へのアクセスや拠点間のアクセスを確保するなど、公共交通の維持・充実について一体的に検討します。
実施主体	成田市、交通事業者、その他関係者

【今後の取組内容】

- ・成田駅周辺の「中心拠点」、ウイング土屋地区、公津の杜地区、赤坂地区の「都市拠点」、成田湯川駅周辺、三里塚地区の「生活拠点」を機能的に結ぶ公共交通網を構築し、拠点づくりの取組など拠点の活性化に寄与します。
- ・都市機能誘導区域や居住誘導区域におけるまちづくりの方向性と連動した公共交通を構築するため、関係者間の連携を図りながら、必要かつ適切な公共交通の再編について検討します。
- ・国及び県の補助制度の活用により、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指します。**(吉岡線(成田佐原線)及び多古本線については、地域公共交通確保維持事業を活用しつつ路線を維持していきます。)**
- ・本市は 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言をしており、環境に配慮し脱炭素化に向けた公共交通の構築を推進します。



【取組スケジュール】

令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度

拠点づくりの取組と連携しながら、拠点間の公共交通ネットワークを整備

評価・検証 ※毎年実施

6.2 計画の進行管理

6.2.1 推進・管理体制

成田市地域公共交通活性化協議会において、毎年度、取組の実施状況の確認、効果検証や取組改善案などについて協議を行います。

また、計画期間における社会情勢の変化を把握しながら、見直しが必要な場合は、上位・関連計画などの方針と整合性を図りつつ、計画の改訂を行っていきます。

推進・管理体制	構成員	役割
成田市地域公共交通活性化協議会	市民、交通事業者、学識者、警察、国の交通施策担当者等	計画策定後も市民の移動需要に合わせた地域公共交通の見直し及び改善、持続可能な公共交通の構築に向けた検討などを継続的に協議する「場」として位置付けます。
成田市地域公共交通活性化協議会交通事業分科会	交通事業者、学識者等	地域公共交通活性化協議会の下部組織として、より具体的な議論等を行う「場」として位置付けます。

6.2.2 進行管理

目標に応じた評価指標の達成状況や取組みの進捗状況を確認し、P D C Aサイクル（※）【「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）」】による計画の進行管理を行います。

評価指標3、評価指標7については、計画最終年度に達成状況の評価します。それ以外の評価指標は毎年度調査・評価を実施し、状況に応じて取組内容の見直し・改善を行います。

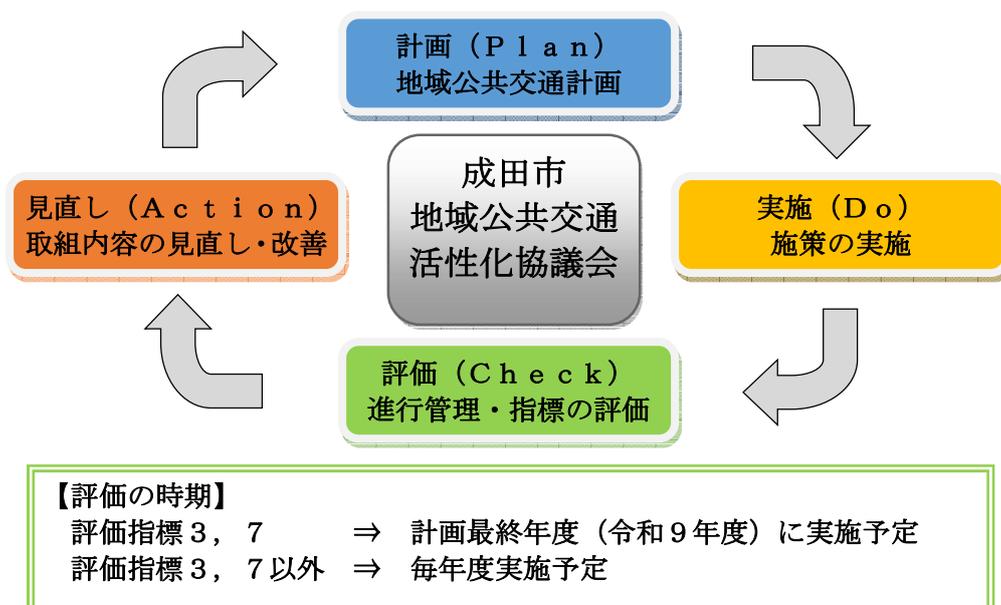


図 78 計画の進行管理イメージ

6.2.3 評価指標のデータ取得方法

各評価指標のデータ取得方法は以下のとおりとします。

指標番号	評価指標	データ取得方法
1	路線バス・コミュニティバス利用者数	交通事業者及び本市保有の乗降情報により計測
2	コミュニティバスの収支率の改善	本市の会計決算書より整理
3	公共交通に満足している人の割合	本市で行うアンケート調査により把握
4	バス待ち環境の改善	交通事業者及び本市の取組実績の調査により把握
5	総車両台数に占める バリアフリー対象車両の割合	交通事業者及び本市保有の車両情報により計測
6	利用促進に係る事業・イベントの数	交通事業者及び本市の取組実績の調査により把握
7	ICT、デジタル化への対応数	交通事業者及び本市の取組実績の調査により把握

6.2.4 多様な関係者との連携、協働

本計画においては道路運送法に基づく許可・登録を要する運送の態様（いわゆる“公共交通”）を基幹交通とし、スクールバス、福祉タクシーなどの交通資源との連携も含め、関係者による検討を行っていく必要があります。

本計画を進めるにあたり、本市の公共交通が目指す将来像の実現に向けて、「市民」「交通事業者」「行政」が連携、協働し、一体となって取り組むとともに、それぞれが担う役割を相互に確認しながら、持続可能な地域公共交通の構築を目指します。